

豊岡市古民家再生促進支援事業補助金公募要領

重要事項説明（応募にあたっての注意点）

本補助金の応募にあたり、必ず下記の事項を確認してください。

・「豊岡市古民家再生促進支援事業補助金」（以下「補助金」という）については、「豊岡市補助金等交付規則」（平成17年豊岡市規則第53号）及び「豊岡市くらし創造部に属する事務に関する補助金等交付要綱その11」（令和8年3月27日豊岡市告示第81号、以下「交付要綱」という）に基づき実施します。

・申請内容について審査を行い、採択事業（採択者）を決定します。

採択審査で一定以上の評価を得た事業を、補助金を交付すべき事業として予算の範囲内で採択します。

・実施事業が法令等に適合することを、関係機関に事前に確認してください。

審査の結果、採択された場合であっても、実施事業が法令等に抵触していることが判明した場合は、補助金の正式な手続き（補助金交付申請）を受け付けることができません。事前に十分な確認をしてください。

・補助事業の着手（発注・契約・支払行為）は、補助金の交付決定後から可能です。

採択が決定した旨を市から採択者に通知しますが、市からの採択の通知だけでは、事業に着手できません。県及び市から「補助金等交付決定通知書」を受領することが必要です。補助金の対象となる経費の契約・発注・支出行為は「補助金等交付決定通知書」に記載された交付決定日から可能です。

・補助事業計画書に記載された補助金額を下回る額で採択される場合があります。

審査の結果、希望された補助金額を下回る額で採択される場合があります。希望する金額の交付が受けられない場合には、補助金の交付申請を辞退する（採択事業を行わない）こともできます。

・採択事業に対し2つ以上の補助金等を用いることはできません。

採択事業に対し他の補助金・助成金（国、県その他公的機関が運用する制度を含む。）を重複して充当することはできません。※兵庫県古民家再生促進支援事業補助金を除く。

・採択事業の内容等を変更する場合は、事前に県・市の承認が必要です。

採択事業は、交付決定を受けた内容で実施いただくものですが、事業内容や各経費の配分を変更する場合は、事前に申請手続きを行い、その承認を受けなければなりません。（内容によっては、変更が認められない場合もあります。）

・補助金の受取りには、所定の期日までに実績報告書等の提出が必要です。

採択事業の終了後は、採択事業で取り組んだ内容を報告する実績報告書及び支出内容のわかる関係書類を、所定の期日までに県・市に提出しなければなりません。

・補助金で取得等をした資産は、取扱・処分に法的制限を受けます。

補助金で取得し又は効能を増加した施設・設備等は、譲渡（無償・有償（売却）のいずれも）、破棄、貸し付け、担保供与その他不当に利益を得る目的で使用することはできません。これらに違反した場合、交付規則等に基づく補助金の返還命令を受けることとなります。

・採択事業の完了後、早期に事業が廃止された場合など、補助金の返還を求められます。

所定の事由（10年未満で事業を廃止、補助金に関する県及び市の調査に協力しない等）に該当した場合は、補助金返還（全額）の対象となりますのでご注意ください。（重篤な病気や怪我、天災など特別な理由がある場合を除きます。）

・改修前後それぞれ1分以上の動画を撮影し SNS に投稿する必要があります。

実績報告時に投稿済み SNS の URL を報告する必要があります。投稿後、最低1年間は削除、非公開又は閲覧制限を行わず保持することに努めてください。

事業の目的

古民家のうち歴史的建築物を地域交流拠点として再生及び活用しようとする者に対し、改修に係る費用の一部を補助することにより、活力ある地域づくりを図る。

1 対象事業

歴史的建築物を、地域活動や交流の拠点、宿泊体験施設、店舗等地域の賑わいや活性化に資する施設（地域交流拠点）として再生・活用するもの。

【対象となる建物】

市内に存する古民家のうち歴史的建築物

※申請時点で6か月以上空き家であるもの、直近の用途が住宅であるものに限る

・古民家とは

「建築基準法の施行の日(S25. 11. 23)前に建築された住宅」で、下記の要件を全て満たすもの。

- ・軸組構法で造られたもの
- ・接合金物に頼らない伝統的な継ぎ手及び仕口を用いたもの
- ・筋かい等の斜材を多用せず、貫を用いたもの
- ・主要な壁は土塗り壁等の湿式工法を用いたもの
- ・屋根は和瓦又は茅葺き等伝統的素材を用いたもの

・歴史的建築物とは

古民家のうち、下記の要件のいずれかに該当するもの

- ・景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観重要建造物
- ・県又は市の景観条例等に基づく景観形成重要建造物等
- ・文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく指定文化財又は登録文化財
- ・重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物
- ・ひょうごの近代住宅100選に選定された建築物

【地域交流拠点】

・地域活動や交流の拠点、宿泊体験施設若しくは店舗等の地域の活性化に資する用途に供する施設

2 対象経費

歴史的建築物を地域交流拠点として活用するために必要な工事に要する費用で、次に掲げるものを除く。

- (1) 申請手続又は検査に係る費用
- (2) 設計又は調査に係る費用
- (3) 設備機器又は照明器具で、壁、床又は天井と一体となっていないものに係る費用

- (4) 電気ヒートポンプ給湯機（エコキュート）、潜熱回収型ガス給湯機（エコジョーズ）、潜熱回収型石油給湯機（エコフィール）又はヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）その他これらに類する高効率給湯機に係る費用
- (5) 業務用の設備機器に係る費用
- (6) 外構工事に要する費用
- (7) 増築工事又は改築工事に要する費用

3 補助率及び補助上限

対象経費の1/3を上限に補助、但し、(ア)欄の対象経費区分に応じて、(イ)欄の額を上限とする。(1,000円未満切捨て。)

(ア)対象経費区分	(イ) 補助限度額
5,000千円以上 10,000千円未満	2,500千円
10,000千円以上 20,000千円未満	5,000千円
20,000千円以上 30,000千円未満	8,500千円
30,000千円以上	10,000千円

4 応募手続の流れ

- (1) 事前相談
- (2) 市の公募に応募（市への申請）
※公募期間：2026年4月1日～2026年4月24日
- (3) 市の審査会で採択 ※審査会：5月中旬予定
- (4) 県への交付申請
- (5) 県・市の交付決定
- (6) 事業着手
- (7) 事業完了
- (8) 市・県へ実績報告 ※当該年度3月31日必着
- (9) 市・県の額確定
- (10) 補助金支払い

5 応募方法

- (1) 提出書類
 - ・ 交付申請書

- ・補助金確約書
 - ・事業計画書（別表 1-3）
 - ・改修事業費内訳表
 - ・承諾書（土地建物所有者と申請者が異なる場合）
 - ・耐震性能確認書
 - ・自主提案書
 - ・建物図面（付近案内図、配置図、改修前後の平面図、その他改修工事内容が確認できる図書）
 - ・見積書の写し
 - ・現況写真
 - ・その他市が必要と認める書類
- ・土地建物登記簿謄本の写し（未登記物件の場合は、課税説明書等物件の存在を示す書類の写し）

(2) 提出期限

2026 年 4 月 24 日（金）

6 審査内容

下記の観点で申請者のプレゼンテーションによる審査会を行う。

※審査会：2026 年 5 月中旬予定

- (1) 申請者自身の能力・意欲
経歴・資格、技能、事業への意欲
- (2) 事業計画の質
収支計画、ターゲット設定、商品・サービス供給方法、将来性・持続性
- (3) 事業の公益性・地域貢献
地域経済への波及効果、地域貢献を果たすための工夫（地域資源を活用した新たな魅力の発掘により域外需要の取込みを図る、地域の活力等の地域課題解決に向けた取組みが見込まれるなど。）

7 採択後及び交付決定

審査会で採択を受けた後、県への交付申請を行う必要がある。県による審査で認められた経費のみ、市の補助対象経費となる。

8 事業期間及び実績報告の期限

交付決定の日から当該年度の 3 月 31 日まで

9 実績報告

(1) 提出書類

- ・実績報告書
- ・補助金精算調書
- ・耐震改修工事実施確認書
- ・工事請負契約書の写し
- ・領収書の写し
- ・歴史的建築物の改修箇所及び改修状況を確認できる工事写真（改修前後の工事写真）
- ・広報用資料提供書（改修前後それぞれの動画を投稿した SNS のリンク必須）
- ・その他市が必要と認める書類

(2) 提出期限

事業完了後 30 日以内又は 2027 年 3 月 31 日（水）のいずれか早い日

10 補助事業者の義務等

- (1) 補助事業の完了後、10 年以上地域交流拠点として活用すること。
10 年間、県からの現況報告を求められれば応じること。
- (2) 10 年に満たず事業を廃止した場合、県及び市から交付された補助金全額返還となる。
- (3) 補助事業の内容等を変更する場合は、事前に県・市の承認を受ける必要がある。場合によっては認められない可能性もある。
- (4) 県及び市の広報資料提供に協力すること。また、改修前後に 1 分以上の動画を撮影し SNS に投稿すること。
- (5) 改修においては一定の耐震性を確保すること。※下表参照

耐震診断区分		用途	耐震基準
(1)	国土交通省住宅局建築指導課監修「木造住宅の耐震診断と補強方法」又は一般財団法人日本建築防災協会発行「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法又は精密診断法	不特定多数の者が利用する施設	上部構造評点が 1.0 以上
		上記以外	上部構造評点が 0.7 以上
(2)	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章第8節に規定する構造計算による耐震診断	全て	構造計算により安全性が確かめられること。
(3)	上記(1)又は(2)に掲げる方法と同等と認められる耐震診断	全て	上記(1)又は(2)の耐震基準と同等の耐震性を有すると認められること。